



社長のための 経営雑学

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

第163号

平成28年7月19日(火)

発行：久保総合会計事務所

〒536-0006

大阪市城東区野江4丁目11番6号

TEL (06) 6930-6388

FAX (06) 6930-6389

■ ◆お役立ち情報

『下請小規模事業者等新分野需要開拓支援補助金について』
...新分野への進出を検討している下請小規模事業者を支援
してくれる補助金です。

「下請小規模事業者等新分野需要開拓支援補助金」の2次募集が始まっています。
この補助金は、親事業者の生産拠点の閉鎖・縮小、またはその予定による影響で売上が減少する下請小規模事業者
等が、新分野の需要を開拓するために実施する試作・開発、展示会出展等の費用の一部を補助してくれるものです。

概要をみておきましょう。

■ 補助対象者

次の要件を満たす下請事業者またはその共同体が対象です。

(1) 売上減少要件

過去2年間に事業所を閉鎖もしくは取引関係のある製品の生産規模等を25%以上縮小させた事業者、または今後1
年以内に閉鎖等の予定のある事業者と下請取引関係にあり、年間の売上高が前年比マイナス10%以上となる見込
みであること。

※閉鎖等を行う事業所との下請取引依存度が20%以上であることも要件です。

(2) 新分野進出要件

新分野の事業に係る売上高、有形固定資産の額または従業員数のいずれかの割合が全体の10%以上を占めること
が見込まれること。

■ 補助対象経費

下請小規模事業者等が、新分野への進出等による取引先の多様化を図るための次のような経費が対象となります。

事業費：産業財産権等取得費、委託費、雑役務費

販路開拓費：展示会等出展費・旅費、広報費、委託費

試作・開発費：借損料、機械等購入費、試作費、委託費など

■ 補助金額

補助対象経費の2/3以内で100万円以上500万円以下

■ その他

採択にあたっては、新分野の事業内容が市場ニーズを考慮した先進的な取組であり、そのスケジュール、遂行方法が
具体的かつ現実的なものであることが評価のポイントになります。

また、次の場合には採択の審査にあたって加点があります。

◇従業員20人以下の製造業、または従業員5人以下の商業・サービス業の小規模事業者であること。

◇認定経営革新等支援機関の協力を得ていること。

募集期限は平成28年7月20日です。

申請、相談の受付先は各経済産業局となっています。

新分野への進出をお考えの下請小規模事業者様はご検討ください。